

令和2年度第6回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和2年11月4日（水）

令和2年度第6回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和2年11月4日（水）午前10時～午前11時30分

2 場所

東大和市役所会議棟第6・7・8会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	出席

(2) 市長

市 長 尾崎 保夫

(3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 加藤課長、吾郷係長、木村主事

(4) 説明員

諮問1 職員課 矢吹課長
諮問2 職員課 矢吹課長
諮問3 子育て支援課 新海課長
諮問4 障害福祉課 大法課長

4 議題

諮問案件

- (1) 職員採用試験の委託について
- (2) 会計年度任用職員の採用試験の委託について
- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について
- (4) 障害福祉サービス等従事者養成研修事業の委託について

報告案件

- (1) 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について

5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告事項の帳票
- (3) 補足資料

1 開会

○阿部部長 定刻となりましたので始めさせていただきます。会議に先立ちまして委員の出席状況を報告します。

○加藤課長 委員の出席状況を報告いたします。委員8名中欠席0名、よって会議は成立しております。よろしく願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。

2 市長挨拶

○阿部部長 続きまして市長よりご挨拶がございます。

○尾崎市長 皆さんこんにちは、本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、全国的に新たな感染者が連日報道されるなど、新型コロナウイルスは、今もなお続いております。このため市におきましては、既存の事業を行うだけではなく、事務内容の見直しや新たな事務の実施が必要であると認識しているところであります。事務内容の見直しや、新たな事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取り扱いが必要不可欠となっておりますことから、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用と充実のために、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。朝晩の冷え込みから、冬の到来を身近に感じるものが多くなりました。季節の変わり目に際し、体調管理にはくれぐれもお気を付けいただきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。

3 審議会への諮問

○阿部部長 次に委員会への諮問に移ります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今回も読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の机上に置かせていただいております。内容につきましては、委員の皆様方に配布させていただいた資料と同様でございますので、ご確認をお願いいたします。市長、それでは内容の読み上げをお願いいたします。

○尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱い

について貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。よろしくお願ひします。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願ひします。

○尾崎市長 よろしくお願ひします。

○阿部部長 それでは本日の諮問事項を申し上げます。(1)職員採用試験の委託について(2)会計年度任用職員の採用試験の委託について(3)新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について(4)障害福祉サービス等従事者養成研修事業の委託について、以上の4件でございます。この先の会議の進行につきましては、会長にお願ひします。よろしくお願ひします。

4 諮問案件の審議

諮問 1

○会長 皆さん改めましておはようございます。それでは令和2年度第6回東大和市個人情報保護審議会の審議をはじめさせていただきます。まず、諮問1「職員採用試験の委託について」審議を行います。担当課の説明を求めます。

○矢吹課長 失礼します、職員課長矢吹と申します。よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは説明をお願ひします。

○矢吹課長 それでは説明をさせていただきます。諮問1「職員採用試験の委託について」でございます。今回の諮問の理由といたしましては、職員採用試験において新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、会場の確保が困難な状況であるということから、会場確保の必要のないWeb試験やセンター方式等で実施するために、専門業者への委託をしたいと考えてございます。

資料の5ページをご覧ください。こちらが今回内容を変更いたします個人情報取扱事務の内容でございます。事務の名称は職員採用試験でございます。こちらのうち一番下の15番の備考をご覧ください。四角く囲っております部分でございます。まず(4)試験の実施の方法といたしまして、Web試験及びセンター方式等の試験の実施と変更いたします。それとその下の(5)こちら先ほど申しましたとおりでございます。今年度までは市が用意した会場で採用試験の筆記試験を行ってございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、会場の確保が困難な状況でありました。次年度以降市で会場確保の必要のないWeb試験やセンター方式等での実施を予定するためということで、取扱い事項の変更をしたいと考えてございます。

それと委託の内容でございます。もう一点補足資料の1ページをご覧ください。こちら個人情報を取扱う事務の委託につきまして、条例第10条第2項に基づきまして、意見を伺うものでございます。事務の名称は先ほどの変更内容と同じく、職員採用試験でございます。それと対象者でございますが、募集要項に定める要件に該当する者でございます。つまりは市職員を希望するもの、こちらの個人情報が対象となります。それと届出事項の内容の変更でございますが、採用試験実施に当たりまして、識別番号のみを委託しておりました。これは会場は市の方で確保いたしまして、その採点のみを委託しておりましたので、識別番号のみの委託でございましたが、次年度以降は試験方法を変更する予定があるため、項目といたしまして、氏名、メールアドレス、識別番号の3点につきまして委託先に提供することとなります。続いて委託先につきましては、採用試験実施事業者といたします。委託期日は、来年令和3年

1月以降でございます。委託内容としては新型コロナウイルス感染症対策として、Web試験又はセンター試験による試験実施を委託するものでございます。今回の委託につきましては、オンライン結合での情報提供についてはありません。以上でございますが、このご説明申し上げました事務に関しまして、本事務の委託することについて、意見を伺うものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か、質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 会場の確保が難しいということですが、大体、採用試験というのは何人ぐらいの方がお受けになるのか、要するにそれに適応できる会場がないということだと思っております。そもそもその所が何人ぐらいなのかということをお教えいただきたいです。

○矢吹課長 今年度採用試験を行ってございますが、試験受験者人数が約220名でございました。ちなみに会場といたしましては、当初は玉川上水駅前に近い拓大一高という高校、あちらをお借りして実施する予定だったのですが、やはりコロナの影響で会場をお貸しいただけないということで、急遽市内の中学校の校舎を借りて実施いたしました。そんなわけで来年度以降もこういう状況で、なかなか学校の施設確保が難しいということからこんな提案をさせていただきました。

○委員 Web受験ということなので、その200名近い方たちどこかに集まるということではなく自宅での試験になるという理解でよろしいでしょうか。

○矢吹課長 仰るとおりでございます。ただ今回の諮問させていただいておりますのが、Web試験又はセンター方式ということで、2つの種類があり得るということで、諮問させていただいております。Web試験につきましては、今ご質問いただいたとおり、受験生が自宅でPCを使って受験ができます。一方でセンター方式につきましては、これは試験の受託業者が独自に試験会場を確保しまして、そちらの会場に受験生が行って、試験を受けるということになります。受験会場としては、複数の会場を確保すると伺っております。例えば近隣ですね、立川、国分寺とかいくつかの市に会場を確保して、そこでどこでも好きなところに行って受験生が試験をするという方式でございます。

○委員 今ご説明いただいたセンター方式というのは、Web試験とセンター方式を併用してやるのが決定されているのでしょうか。

○矢吹課長 2つの方式は併用ではなくて、どちらかを選択して実施することで考えております。

○委員 そうしますと個人情報の問題とは離れてくるのですが、仮にWeb試験だけとなった場合、自宅に例えばPC機材が無かったり、そのWeb環境が無かったりする受験者についてのフォローはどういうふうにするのですか。

○矢吹課長 今のところまだどちらの方式ということを決めていないので、これからの検討になるのですが、Web方式に関しましては、今委員が仰ったようなPCのネット環境にない人が受験できるのかという問題がございます。その対応としては他市を見ますと、別に筆記、こちらで会場を確保して、どうしてもネット環境にない受験生の人には特別に場所を確保して受験をさせる。そういう市もあると聞いております。一方で、そういうことは特にせずに、例えば自宅にPCが無い場合でも、今はネットカフェとか、外部でPCを借りて、そこでネットワークに接続できれば受験は可能だというシステムになっておりますので、それを利用して受験してもらおうという自治体があると、今のところ情報は聞いております。まだ、当市としてはどういう方法を取るかというのは、そこまでは決定しておりません。

○委員 センター方式の場合、委託先に顔写真の提供というのは必要ないでしょうか。顔写真の提供はありますか。

○矢吹課長 提供はないのですけれども、本人確認として、会場で写真付きの身分証明証の提示はいたします。それによって本人確認します。

○委員 この試験のことなんですけれども、基本事項のところに、今電話番号とかまでは入ってると思うのですが、その続きにメールアドレスがあった方が良くと思いました。8番の記録項目の基本的事項のところに、今後たぶんメールアドレスの収集をすることが多くなると思うので、これはこの多分資料の問題だと思うのですが、あったらいいのかなと思いました。

○加藤課長 今のご質問補足させていただきますと、委員の仰るとおり、確かに今後時代のニーズに合わせて、メールアドレスという項目は必要かなと思っておりますが、今はこの様式の運用上としては、電話番号とセットでメールアドレスを入っているということになっておりまして、この様式の変更をいただいたご意見を基に考えて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○委員 先ほどのWeb試験、それぞれパソコンの保有の部分ですとか、配慮しないといけない部分が多々あると思うのですが、やはり去年2019年の59%しか大学生が持っていないくて、このコロナで2020年で80%に上がっているという部分があるので、政府もデジタル化ということも含めて、そういう形で流れになったと思うのですが、やはりどうしても環境自体がパソコンだけではなくて、きちんとそれが運用される環境でないと、よくテレビか何かでダウンしたり、いろいろありますので、その辺については十分配慮していかないといけないことがあるのかなと。確かにネットカフェ等で受験するというのはあるのかなと思っておりますけど、やはり市の姿勢として、そういう意欲のある受験生が受験したいところを環境整備として配慮していく必要があるのではないかなということで、これは要望としてお願いしたいと思っております。あともう一点、私も監督者をやらせていただいた時に、筆記試験で論文試験を想定されているのではないかなと思うのですが、Web試験の場合について、そういう何かを参考にして要するに書き写すとかいうことも可能なわけですよね、コピーでもできたりするので、その辺についての、不正というのか、対策をしなくてはいけないのか、今後の課題として受け止めていただけたらと思うのですが、センター方式であればそういうことは、何かを見てどうのこうの使って、パソコンの記録媒体を使ってどうのこうのというのは無いと思うので、その辺について十分検討していただきたいと思っております。個人情報についての観点から言えば、今までもそういう形で委託しておりますので、きちんとした業者かと思っておりますので、十分個人情報漏れることないようにぜひとも業者への指導を行っていただきたいと思っております。

○矢吹課長 ご意見ありがとうございます。十分そこは配慮、今後実施に当たっては、考えて準備していきたいと思っております。

○委員 もう一点、いろんなことを整えておかないと滞ると思うので、この体制を取るということはすごく大事だと思うのですが、もう一点この220名ぐらいを想定した時に、今までも外部会場だったということは私としては結構びっくりしておりまして、市内の小中学校等を利用する時に、感染予防という観点から、なかなか子どもたちが使う場所に部外者が入ることが厳しいという判断なのだと考えるのですが、一方で全体的なデジタル化の中で今市長を先頭にギガスクールという形で、今後校内のWi-Fi環境等も十分に市内の小中学校にも設置されるということ等も、今後いろいろな方法での採用試験を考えるときに、学校側とも、例えばPC室パソコンルームみたいなところ、定員40人

入るとしたら、5校とか6校とか確保できれば、十分他の会場を使わなくてもできる機能が市内にもできると思うのですけれども、その辺のご検討も今後お願いしたいと思います。意見です。

○矢吹課長 やはり一番は、できるだけ多くの人に試験を受けていただきたいと。その中でいい人を職員として採用したいというのが一番の目的でございますので、試験方法につきましては今の意見を伺いまして、一番いい方法を考えて行きたいと思っております、ありがとうございます。

○会長 私から2点だけ、先ほど委員からもあったのですが、今までは答案用紙、回答用紙だけを委託していたということで、今回の諮問案件とは関係ないのかもしれないのですが、今度は募集までを市が行って、受験案内あるいは試験、採点を委託して、結果を報告させるという形に変わっていくことになるのかと思うのですが、その際に、試験の内容、試験の問題自体は市が作成するわけですよね。それで業者に提供するということになると思うのですが、その場合の受験者情報、試験の内容を業者に提供するタイミングというのはどんな形になるのか。先ほどの委員ではないのですが、個人情報以外の部分について、おそらく契約書の中でうたうのかなとは思っているのですが、対応をどうするのかというところで、業者の問題も同じになるかと思うのですが、その辺のところは今回の諮問とはちょっと違うのですが、委託内容が変わるということで、どんな状況を想定しているのか、それを聞きたい、それが1点目。そのあとの面接なんかもやるのですよね。市のほうでやると思うのですよ。一連の流れの中で、情報のやり取りについて想定しているものを聞かせてください。それが1点目。2点目は感染症対策ということで、今回理由としてこのコロナが収束するということは今の段階ではわからないのですが、状況によっては、また元に戻す可能性があるという考え方でよろしいのか、この2点をお聞きしたいです。

○矢吹課長 まず1点目の試験の内容に関しましては、これまでも市で独自に問題を作成はしてございまして、試験業者が作った試験問題をこちらで契約をいたしまして、それを受け取って、それを会場を市が独自に確保して、試験を実施しておりました。というのは、試験内容につきましては、全国どこでも公務員試験として、共通の試験というのを業者が作っておりますのがございまして、そちらを利用しております。もう1点、面接に関しましては、今年度も直接こちらの会場を市で確保しまして、一次試験、筆記試験合格者に対して、面接試験を実施しております。こちらについては変更はございません。それともう1点、現在コロナ感染拡大ということで、これが落ち着いた場合、元に戻すかということでございまして、これに関してまだはっきりしたことは申し上げられませんが、デジタル化ということが大きな流れとしてございまして、このWe b又はセンター試験によって特にそれによって効果が十分あるということであれば、改めてもう一度元に戻すということは大きな流れとしてはないのではないかなと考えております。ただ今後の状況によってはどうなるかということはあると思いますが、今のところ大きな流れとしてはWe b試験あるいはセンター試験によって、受験者が利用しやすい方法で考えて行くというのが流れではないかなと思っております。

○会長 業者は当然守秘義務を遵守しているという考え方の中で。

○矢吹課長 はい、そのとおりでございます。個人情報の取扱いに関する契約に仕様書を結びまして、契約上、個人情報厳守ということで契約いたします。

○会長 ほかに何かございますでしょうか。それではこの辺で審議会の意見をまとめたいと思っております。諮問1「職員採用試験の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思います、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは本件については提案のとおり承認といたします。

諮問 2

○会長 次に諮問 2「会計年度任用職員の採用試験の委託について」を審議いたします。担当課の説明をお願いします。

○矢吹課長 それでは、引き続き、私から説明をさせていただきます。諮問 2は、会計年度任用職員の採用試験の委託についてでございます。こちら内容といたしましては、先ほど諮問させていただきました、諮問 1の職員の採用試験の委託と同様の内容でございます。諮問 1につきましては、職員のうち、正規職員の採用試験につきまして、Webまたはセンター試験による方法で実施したいということで諮問をさせていただきましたが、諮問 2につきましては、会計年度任用職員、こちらいわゆる非常勤職員の方についての採用試験につきましても、Webまたはセンター試験での実施を行うことで考えてございます。このことから、個人情報取扱事務を業者に委託をしたいということでございます。

13ページをお開きください。こちらは個人情報取扱事項の変更でございます。事務の名称は、会計年度任用職員の採用及び登録事務となっております。内容につきましては、先ほど正職員のご説明した内容と大きな変わりはありません。それと、委託の諮問に関しましては、補足資料3ページでございます。諮問事項が、会計年度任用職員の採用試験の委託についてでございます。3番の個人情報取扱事務届出事項の内容といたしましては、登録事項のうち、氏名、メールアドレス、識別番号を委託先に提供する内容でございます。こちらの事務につきましても、オンライン結合による情報提供はございません。こちらの内容につきまして、本事務を委託することについて意見を伺いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。疑問等ございましたらお願いします。

○委員 この試験というのは、たくさん来られるのですか。

○矢吹課長 こちらにつきましては、例年、会計年度任用職員につきましては、様々な職種がございまして、職種毎の採用試験を行っております。ですので、年間1回だけという試験ではなくて、その都度これまで試験をやっております、それぞれ人数が変わるのですけれども、概ねこれまでですと、1回の応募者が10名から20名位ということが多いです。それと、あともう1点、来年度に向けまして、現在、会計年度任用職員の一般事務職という職について、公募試験の実施を予定しております。こちらについて、ある程度人数がいらっしゃるのです、今年度末で実施する試験については、100名位の人数にはなるかなと見込んでおります。以上です。

○委員 ありがとうございます。では、そのWebとか、センターにすることで、結構いろいろな人材の方と出会えるチャンスが広がるという形でいいのでしょうか。人数が少ないからここまでWebにする必要はあるのかなと、今、感じてしまったのですが、そういった幅広い、いろいろな職種、業種があって、いろいろな出会いがWebからできるのかな、それでWebか、こういう試験に変更なさるということですよ。

○矢吹課長 ありがとうございます。人数については、先ほども申したように、その時の募集する職種によって、大きく応募者が変わりますので、先ほど言ったこれまで個々の少ない職種ですと、10名とか、20名とかという人数の応募のときもございますので、その際には、例えばセンターとかWebを使わなくても直接会場でやっても、それほど大きな支障はないということも考えられますので、あくま

で選択肢としてこれまでどおり会場を確保して試験を行う方法、あるいは大勢応募が予想される場合には、Webまたはセンター試験による選考ということで、その都度適切な試験方法を選びながら、今後実施していきたいということで考えております。その中での新たな方法としてのWeb方式とセンター方式の諮問をさせていただいている次第です。

○委員 ありがとうございます。

○委員 1点確認させてください。職員採用試験の場合は、その年度に登録という形で、おそらく1回限りというのはおかしいのですが、それで不合格だった方は、特に次もう1回登録ということはないと思うのですが、この会計年度任用職員の有効期間は、名簿登録ということですので、それは1年度、2年度とか、年数がないとですよ。その辺は、どうお考えですか。その年度だけということ。

○矢吹課長 登録につきましては、少し正規職員とは採用の仕方がやはり変えることで考えておまして、正規職員の場合は、おっしゃいましたとおり基本的に年1回やって、4月1日で採用して、名簿は作成して、例えば1年間は欠員が出たときには採用する方法をとるのですが、会計年度の場合は、基本的に1年を任用期間ということが決まっていますので、原則は1回試験をして、それで合格した人を採用する。そこで特に名簿というのは作成しないということを考えております。そのあと、年度途中とか、例えば退職されて欠員が出たときには、その都度、別に登録制度というのを設けておまして、それで先ほど事務の中に、試験または登録という言い方しているのですが、登録という制度をやっている、履歴書を登録しておいた方の中から、やっていただける人をお願いするという方法です。

○委員 そうすると、1度受かれば、ある程度一定期間は2年、3年過ぎても要するに採用されるということもあると。要するに1度登録して、正規職員の部分と当然会計年度の採用の方法違うので、1度登録したら、今の話だと1度受かれば、ずっと有効のように聞こえたのですが、それでいいですか。どういう形で、これ登録するためということなので、例えば80人がもし受けたとして、ある一定点数が50点以上超えた人を登録すると、100点中。100点中仮に80点で登録すると。ただそれだけの方が40名いたと。ところが採用は段階的にするので、ずっと残る可能性がありますよね。それは年度で終わったときに、その繰り越しみたいなものは考えられるのか、そういう意味なんです。1度登録をして受かって80点以上、そこでもう1回、毎年毎年これをやっていくのか、そうではなく要するに名簿登録ですから2年間なら2年間、あるいは3年間はいいですよとなるのか、その辺が採用の仕方が違うと思うので、そこを確認したかったのですが。

○矢吹課長 名簿という形では考えていないです。今年度、仮に会計年度任用職員を公募して試験を実施して、そこで50名合格とした場合には、50名の人を全て4月から働いていただく、1年間の期間ですけれど。それで、もし来年度中に、また必要な人が発生した場合には、もう1度試験を行います。それで、毎年毎年繰り返していく。

○委員 要するに、年度で逆に言うと50人採用枠があったら、上から順番にとって、段階的に行くと。それは、年度だけですと。来年はもう1度試験をやっていくよと。つまり1度受かったからといって、それが永久的に、正規職員と同じと考えていいわけですね。

○矢吹課長 そうですね。ただ、1点だけ補足をさせていただきたいのですが、会計年度任用職員制度の仕組みとして、今、申し上げた原則は1年間限りの任用でございますので、試験をやって合格した人は1年任用する。翌年はもう1度試験を行って、また合格者を任用するということですが、現在、制度として、4回の再度の任用を認めておまして、例えば今年試験をやって来年度4月から1

年間任用します。1年間働いて勤務成績が良い方については、再度の任用を4回に限り行うというルールがあります。

○委員 何で名簿にこだわったかという、事務の目的の中に名簿登録しておくためと書いてあったので、そういう形で名簿登録というのは、よく国の採用試験などは、要するに欠員が生じたらその名簿から、採用試験は受かっているわけだから、例えば4月採用ではなくて7月採用とか、10月採用とかありますよね。そういう形で登録と捉えたので、ちょっと確認を取りました。すみません。ありがとうございました。

○会長 気になったのがあったので、いろいろな職種があるということでしたが、37ページに今回の会計年度任用職員制度変更に伴って変更ということで、教育指導課から4種変更という形で出ているのですが、これは教育委員会から出てきたのか、あるいはそれとの関係というのは、ほかの職種もいろいろあるわけです。それとの関係というのは何かございますか。ここに学校の図書指導員等、教育関係の臨時職員さん、プールの指導員さん。それから中学校の部活動の指導員さん、4種ここに出てきているのです。これとの関係というか、ほかにもたくさんあるわけです。これとの関係はわからないかもしれないけど、何でこれだけ出ているのか。

○矢吹課長 今、お話しございましたプール指導員とか、中学校部活指導員につきましては、こちらは、今、ご説明いたしました会計年度任用職員制度であることには、同じでございます。ただこちらについては、教育委員会の会計年度のこの職種についての内容が変更になったために、別途これで報告をさせていただいているということでございます。採用については、こちらのプール指導員、今、教育委員会での本日報告のあった部活動職員についても、採用については会計年度任用職員制度として採用を行います。具体的な採用としては、試験については、教育委員会の採用試験での採用となります。ただ、今、諮問させていただきました採用試験の委託については、これは教育委員会も含めての委託でございますので、この委託のルールに含むといいますか、直接の筆記試験もあり得るし、またはセンター試験ということも選択できることでの教育委員会の内容も含まれることとなります。

○会長 ほかの職種もあとからここに出てくるという考え方でいいのですか。

○矢吹課長 いや変わらないです、それは。教育委員会は、今の採用試験の委託とは全く別でございます。

○加藤課長 教育委員会の届出が出ておりますのは、本来この会計年度任用職員が始まったときに、届出の変更をしておかなければいけなかったものでございまして、ですので変更年月日が今年度の初めということで、少し遡りとなってしまっているところがございます。ですので今回、職員課で諮問させていただいた内容と連動していくわけではなくて、こちらの届出は制度そのものが開始したことにより、今までは臨時職員であったり嘱託員という身分が、会計年度任用職員に変更になったという届出となっておりますので、少し切り離して考えていただければと思います。

○会長 ほかに質問ありますか。特にないようですので、それでは、この辺で審議会の意見をまとめたと思います。諮問2の「会計年度任用職員の採用試験の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ありがとうございました。

諮問3

○会長 次に諮問3「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について」を審議します。担当課よろしいでしょうか。

○新海課長 子育て支援課、新海と申します。本日はよろしく申し上げます。担当の原でございます。

○原係長 よろしく申し上げます。

○会長 それでは、早速担当課の説明を求めます。

○新海課長 今回は、個人情報を取り扱う事務の委託について、条例第12条第2項第5号に基づき意見を伺うものでございます。はじめに諮問資料の21ページをお開きください。事務の名称でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業で、こちら東京都の事業となります。当市は、東京都と事務委託契約を取り交わし、対象者の抽出事務、対象者への申し込み書類等の送付事務、対象者毎の申込書類等の識別番号管理等を行うものでございます。当初実施分として、以前7月にこの事業を行いました。今回は、追加実施分についての諮問でございます。

事務の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品等を提供することでございます。具体的には、各家庭に必要な商品をお選びいただけるよう食料品などの生活必需品を、今回24点掲載したカタログをお送りします。提供を希望される方は、掲載の商品から4点を選び、申し込みはがき、またはWebサイトの専用フォームにより申込みをしていただきます。商品は概ね2,500円程度でカタログには金額の記載はございません。お申込みいただいた商品は、東京都が契約した宅配業者により、各家庭に配布されます。お選びいただける商品の例としましては、お米、レトルト食品、缶詰、野菜ジュース、洗剤、おむつなどの日用品等となっております。対象者の範囲でございますが、対象者は7月に当初実施分である、令和2年5月31日を基準とし、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける者及び令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者に加えまして、当初実施分の該当者を除いた、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を決定した者及び令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間に、新たに東大和市から児童扶養手当を受給することとなった者となります。

なお、このひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、補足資料の7ページをご覧ください。7ページの用語解説のところ、ひとり親世帯臨時特別給付金について解説を載せています。この中の対象者として、①令和2年6月分の児童扶養手当を受けている者は、前回の当初実施分の方と重複しているところがございます。それ以外に、この②の公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方や③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方が、このひとり親世帯臨時特別給付金の対象者でございますので、この方々も今回の追加実施分の対象となるものでございます。

諮問書の21ページにお戻りいただき、記録項目につきましては、その他について、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給状況を追加しました。それ以外の記録項目については、前回と同じでございます。

続きまして、諮問資料の23ページをお開きください。目的外利用提供の届出をする事務担当課は、子育て支援課でございます。目的外利用・提供の届出をする事務名称は、児童扶養手当支給事務及びひとり親世帯臨時特別給付金支給事務でございます。期間は、令和2年6月18日から令和3年7月31日となります。今回追加実施分が加わることにより終了期間が、これまでの令和3年3月31日から令和3年7月31日に変更となるものであります。個人情報の項目は、氏名、在留資格及び期間、住所、

生年月日です。目的外利用する対象者の範囲でございますが、当初実施分において該当した者を除き、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を決定した者及び令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間に、新たに東大和市から児童扶養手当を受給することとなった者を、追加実施分として新たに加えるものでございます。目的外利用する目的は、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活安定を図るため食料品等を提供するためでございます。

以上ご説明申し上げました事務に関し、目的外利用することについて意見を伺うものであります。よろしく申し上げます。

○**会長** ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等がありましたらお願いします。

○**委員** これ7月に確か記憶があるのですが、私も失念してしまいまして、補足資料6ページの6番の本文中の個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、本籍・国籍ですと書かれています。提供は、目的外はもちろん本籍とか提供しないと思うのですが、これは本籍・国籍の記録項目というのは、児童扶養手当法に規定されている項目でしたか。

○**原係長** 在留資格が日本にいる資格があるというのが条件になりますので、外国人さんに関しては、国籍情報をいただいております。

○**委員** それで在留資格をどういう形で問合せをされますか。

○**原係長** 住民票の記載を拝見させていただきます。

○**委員** そうすると在留資格があるかどうかという部分で、個人情報の登録をされることがまずあって、その前に国籍がどこかというところを確認しなければいけないということですね。そうすると日本人については、本籍は必要ですか。

○**原係長** 本籍は必要ないです。

○**委員** 国籍が必要と理解いたしました。通常、氏名、住所、生年月日、性別も含めて4情報と言われますけど、それについてすればいいので、特記事項として在留資格ということが必要なのだけど、それが国籍と付随しているという、そういう理解です。すみません。ありがとうございました。

○**会長** ほかにございませんか。よろしいでしょうか。それでは、特に質疑がないようですので、この辺で審議会の意見をまとめようと思います。諮問3「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の目的外利用について」提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。どうもありがとうございました。

諮問4

○**会長** 次に諮問4「障害福祉サービス等従事者養成研修事業の委託について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。

○**大法課長** 障害福祉課、大法と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**会長** 説明をお願いします。

○**大法課長** それでは、お手元の審議会の資料25ページをお開き願います。障害福祉課からは諮問4「障害福祉サービス等従事者養成研修事業の委託について」(1)事務の変更、(2)事務の委託を順次報告及び諮問させていただきます。

事務の変更について、簡単でございますが報告をさせていただきます。個人情報を取り扱う事務を新たに変更しようとするときは、審議会に報告することが条例第7条第4項に定められております。これに基づき審議会に報告をするものでございます。

資料27ページをお開き願います。届出事項の変更箇所について報告いたします。5番の名称、6の目的、15の備考について、変更及び追記をしてございます。理由でございますが、こちらはこれまで「移動支援従事者養成研修事業」と事務の名称の届出をしておりましたが、今年度から「重度訪問介護従事者養成研修」と「たん吸引等介護職員等によるたん吸引等研修」の2つの研修を新たに追加実施していることから変更するものでございます。いずれにおきましても、人材不足が顕著でありますこれらのサービス提供の担い手を養成する研修を実施することによりまして、身近な地域での人材確保、地域での支え合いの体制づくりを目指すものであります。5番の事務の名称でございます、こちらは「移動支援従事者養成研修事業」とありましたものを、「障害福祉サービス等従事者養成研修事業」と変更してございます。6の事務の目的、こちらにつきましては、カッコの部分、従前におきましては移動支援に関わる従事者の養成と限定してございますが、こちらを、各種障害福祉サービス等のヘルパー等の従事者、と改めさせていただいております。一番下段の備考につきましては、(5)といたしまして、個別の研修事業から、総称する「障害福祉サービス等従事者養成研修事業」に改めたということを追記してございます。以上、ご説明申し上げました事務を変更するに当たり、事前に審議会に報告をするものでございます。

続きまして、(2)事務の委託に係る諮問でございます。補足資料9ページ、こちらをお開き願います。今回は、個人情報を取り扱う委託について、諮問をするものでございます。委託をするに当たりましては、あらかじめ事前に審議会に意見を聞かなければならないと、条例第10条第2項に定められております。これに基づきまして、委託をすることについて、ご意見を伺うものでございます。

(2)対象者の範囲でございます。対象者は、障害福祉サービス等従事者養成研修の受講者であります。受講者は、原則として、東大和市在住・在勤・在学の方を公募いたします。(3)個人情報取扱事務届出事項の内容でございます。個人情報の項目・範囲につきましては、研修受講者の住所・氏名・生年月日・電話番号と変更はございませんが、先ほど申し上げました令和2年度から研修種目が増えることに伴い、事務の名称を「知的障害者移動支援従事者養成研修」から「障害福祉サービス等従事者養成研修事業」に改めるものでございます。10ページをご覧ください。委託先、委託期日及び委託内容でございます。委託先は、研修種目ごとに東京都から研修実施期間として指定を受けた専門的な知識や技術を有する事業所に委託することで、より専門性の高い研修を実施いたします。「移動支援」と「重度訪問介護」は、市内の「特定非営利活動法人 自立生活センター東大和」に、「たん吸引等」は、小平市の「特定非営利活動法人地域ケアサポート研究所」に委託をする予定でございます。委託の期間でございますが、令和2年度から新たに追加される「重度訪問介護従事者養成研修」は、令和2年11月14日から、「介護職員等によるたん吸引等研修」につきましては、令和3年1月16日からを予定してございます。委託の内容でございますが、研修実施に際しまして、プログラム作成、講師選定、講義・実習の実施、研修期間における受講者への対応等の業務を委託いたします。5番目、オンライン結合又はオンライン結合による外部提供の内容及び6番の目的外利用・目的外提供の内容につきましては、対象外となっております。以上ご説明申し上げました事務に関しまして、本事務を委託することについて、ご意見を伺うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 個人情報の取扱いについてではないのですけれども、人材不足ということでございますが、概ねどれくらいの人材を確保したいと考えているのかということと、この研修を受けた先にある、お仕事になるのでしょうか。そういうものは、私のイメージからすると、自分の時間のあるところで、ボランティアではないのですけれども、そういう形で短時間、1か月とか2か月という就労ではなくて、やるものなのかなと思うのですけれども、そこで発生する賃金というのはどれくらいなのか教えていただければと思うのですけれども。

○大法課長 まず1点目の人材不足、これにつきましてどれくらい確保したいのかというお話でございます。これにつきましては今回、昨年度から移動支援事業従事者講座、今年度から重度訪問介護従事者、それからたん吸引等養成講座ということで追加をして、3つの研修をしたいと思っております。私どもも、各事業所、例えばグループホームですとか、日中活動型の事業所、そういった皆様方とサービスごとに、いろいろな連絡会というものを設けてございます。そうした中でも、やはり人材の確保、特に重度訪問介護ですとか、あとはたん吸引でありますとか、やはり特殊な高度な専門障害福祉に関する知識、または実務経験が必要ということで、そうした人材の方が、なかなか身近にいらっしゃらないという話を聞いてございました。そうした中で、どれくらいということ、今、支援を必要としている障害のある方、年々増えてございます。そうした方と比例して、それを支援する支援者、サービス提供者というのが、なかなか追いついていないという事情がございます。私ども先月、移動支援の従事者養成研修を行いました。15名定員でやりましたところ、幸いなことに15名の皆さんにご応募いただきまして、皆様研修を無事終了していただきました。当初は、興味があるからという方も実際いらっしゃいましたが、最後にアンケートをさせていただきましたところ、今回の研修を受けて、私も新たに移動支援従事者、ヘルパーとしてぜひ活躍したいというご意見をいただきまして、かなり効果はあったかと思っております。15名全員の方が、すぐにヘルパーとしてご活躍いただけるというところまでは、もしかしたらいかないかもしれませんが、確実に今支援を必要としている方のために、その比例とまでは行かないまでも、サービスを提供する人材を確保できるに値する研修ができたのかなと考えてございます。ただ実際、今年度は新型コロナウイルスが非常に増えているということでございまして、利用が減っているという状況がございます。ただこれから感染が収まり次第、やはり様々なサービス、移動支援、外出される機会、大変多くなってくると思います。それにつきましては、新たにそうした研修を受けていただいて、市内にある各事業所に登録をしていただきまして、サービスの支援をしていただきたいということを、私どもからもお願いをしているところでございます。

それから、仕事先の賃金とか、雇用の形態でございますが、各事業所、賃金につきましては、正直、把握をしているところではございませんが、ある一定の国からのおおもとの基礎額というものは示されているかと思えます。まずは私どもは、その研修を受けていただくことで、市内の事業所、そういったところに登録をしていただきまして、安定した障害福祉サービスの提供に寄与していただくことで、努めさせていただくというところで、賃金、雇用形態ということにつきましては、改めて私どもも機会がありましたら、事業所の皆様にお話を伺いたいと思っております。以上でございます。

○委員 その先のところのイメージが、人材が足らないと、この間も市報でその研修も見させてもらって、どれくらいの方が来られるのかなと思って、定員どおりだったと伺ってよかったのですけれども、

いろいろな経済状況が様々になってきていて、例えば学生さんのアルバイトとかも、今までやってきたことができなくなったりということもある中で、もちろん福祉関係の仕事に就くというのは、賃金だけの問題ではないと思うのですけれども、そういう分野もあるのだということが、ひとつのイメージにつながるためには、その後の雇用形態とか、時給みたいなものが、もう少し皆が想像が付く形になると、そういうこともしてみようかなという人が増えるのだと思うのです。いかんせん、足りないなというのがなんとなくわかる気がするのですけれども、なかなかその先、自分が誰かに、例えばこういうこともあるよと勧める時に、そこまでの最後のお仕事につながって、きちんと賃金が発生してというところまでのイメージがなかなかつかないの、勧めづらいなという部分もあるので、その辺も情報提供を、今後、これは意見ですけれども、していただくと良いのかなと感じています。

○会長 ほかに、ございますでしょうか。

○委員 1点良いですか。記載内容について確認させていただきたいのですけれども、今回、研修の内容が増えたということで、事務の名称を変更した。研修が増えたことによって、その研修を委託する委託先が増えたということで、29ページの6の、委託の内容・理由のところの変更をチェックがされているのですが、委託内容の変更というのはなく、委託先が増えたから変更という趣旨なのですか。それとも、委託の内容のところで、研修実施に際し、プログラム作成云々とあるのですけれども、この内容自体が変わったのですか。すみません、不明瞭で。

○大法課長 今、委員のご指摘のありました、29ページの6番の委託の内容というところでございますが、基本的には昨年までの移動支援従事者養成研修におきましても、変わってございません。ただ、プログラムの実際的な内容であったり、講師の選定であったり、その辺が実際に委託先も更に加わるということで、若干表層的なもの、内容、文字には見えない奥のものが変わっているということがございまして、主たるものはその研修事業が増えるということで、事務の名称を、障害福祉サービスと従事者養成研修事業と改めさせていただいた、こちらが今回の旨でございます。

○委員 わかりました。そうしたら、委託の内容自体はそんなに大きく変更はないということですね。ありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 すみません。少し確認事項で。補足資料の、令和2年度のたん吸引等介護職員等によるたん吸引等研修（特定の者対象）というものの、特定の者というものがイメージしづらいので、ご説明いただければと思います。介護職員は医療職ではないので、たん吸引は今までできなかった。それが研修を受けるとできるようになるという意味で非常に、たん吸引はあと家族しかできないのですね。医療職以外では。かなり家族に負担があったのが、介護職員が研修を受ければ、たん吸引も日常的に、そんなに難しいことではないので、私も父のたん吸引をした経験があることから、非常にサービスの向上になるのかなと思うのですけれども、特定の者対象というのが、ご説明いただければと思うのですけれども。

○大法課長 基本的にはこちらは、医療従事関係者が行うというものでございます。ただ、そうした現場といたしましては、なかなか日頃から訪問看護師さんとか、そういった方が多々お医者様に随行していらっしゃるということも聞いてございます。一応、東京都にもたん吸引のための実施要領というものがあるのですけれども、そうした中でも、特定の者、いわゆる常日頃から接していらっしゃる方、その状況がわかっている方、その人についてだけこのたん吸引を認めますよという意味の、特定の者ということでございます。

○委員 日常的に介護を受け入れる方を、日常的に見ている方ということですね。ありがとうございます。

○大法課長 仰るとおりです。

○会長 ほかに。私から1点だけ。これは受講者は、資格とかそういったものの提供というのは、ないのでしょうか。仕事の斡旋については、先ほど名簿に登録してというのがあったのですけれども、逆にこれを受講していないとできないこととか、そういった性格のものではないのでしょうか。ないということの良いでしょうか。

○大法課長 はい、仰るとおりです。

○会長 わかりました。ほかに。特にないようですので、この辺で審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問4「障害福祉サービス等従事者養成研修事業の委託について」は、提案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。担当課長ありがとうございました。以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたしました。

5 審議会への報告

○会長 引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の「1 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」を一括して事務局から説明を求めます。事務局よろしく願いいたします。

○加藤課長 それでは着席にて失礼いたします。審議会の諮問・報告案件が綴られております資料の33 ページをお開きください。報告の1 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止につきまして、事務局からご説明いたします。本日の報告事項につきましては、35 ページから37 ページにかけて一覧表でお示ししておりますが、15 の課におきまして、個人情報取扱事務の開始が4件、変更が16件、廃止が6件、計26件の届出がありました。今回は年1回、各課に個人情報取扱事務の再確認を依頼したことから、件数が多くなってございます。また大変申し訳ございません、本日の報告事項の中には、その日付が大きく遡りの日付となって提出されているものがございます。個人情報の取扱いに関しましては、情報自体の取扱いを適正に行うことはもちろんのことですが、条例規則に定められた事務の手続についても、適時的確に行わなければならないと認識しております。事務局といたしまして、こういうことがないように、各課に注意喚起はもとより、厳しく指導してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは順番にご説明いたします。39 ページをお開きください。はじめに企画課の「市長と語ろう会（タウンミーティング）事業」についてであります。これまでのタウンミーティングでは、会議室などの屋内や、市のイベントとの同時開催により、事前の申込みを不要としておりましたが、今回は屋外でサイクリングをしたあとに懇談会を行うため、参加者の事前の申込みを受けることから、個人情報取扱事務の開始の届出を行うものであります。

続きまして、41 ページをお開きください。行政管理課の「市民事業評価会議事務」についてであります。市の事務事業評価制度の見直しを行うため、届出を廃止するものであります。

続きまして、43 ページをお開きください。総務管財課の「市営住宅管理事務」についてであります。国の制度改正により、連帯保証人が廃止となり、代わりに緊急時の連絡先の登録が必要となったこ

とから、届出を変更するものであります。

続いて、45ページをお開きください。文書課の「新型コロナウイルス感染拡大防止事務」についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市主催の会議や説明会を事前申込制とする場合がありますことから、万が一、参加した方の中から、新型コロナウイルスに感染した方が出た場合、他の参加者や関係機関への連絡を行うため、参加者の個人情報収集することから、開始の届出を行うものであります。

続きまして、47ページをお開きください。防災安全課の「東大和市高齢者世帯への簡易消火具啓発事業」についてであります。事業の終了により、届出を廃止するものであります。

続きまして、49ページから55ページまでの保険年金課の届出につきましては、一連の事業となります。49ページ「国民健康保険被保険者人間ドック等受診料助成事務」、51ページ「特定健康診査事務」、53ページ「特定保健指導事務」、55ページ「特定健診等データ管理システム」につきましては、一括してご説明をさせていただきます。保険年金課が所管いたしますこれらの事務につきましては、国民健康保険被保険者の健康増進を図るため、人間ドックや脳ドックの助成を申請した方から、ドックの受診結果を聴取し、特定健診や特定保健指導などに活用するため、届出を変更するものであります。

続きまして、59ページをお開きください。同じく保険年金課の「後期高齢者医療人間ドック等受診料助成事務」についてであります。後期高齢者医療被保険者の健康増進を図るため、人間ドックや脳ドックの助成を申請した方からドック受診結果を聴取し、特定健診や特定保健指導などに活用するため、届出を変更するものであります。なお、後期高齢者医療における「特定健康診査事務」それから「特定保健指導事務」と「システムの管理」につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合が所管する事務となることから、市における個人情報取扱事務の届出はございません。

続きまして、63ページをお開きください。産業振興課の「小口事業資金融資（あっせん）事務」についてであります。市内での創業者を対象とした融資メニューが増えることにより、届出を変更するものであります。

続きまして、65ページをお開きください。同じく産業振興課の「住宅・店舗リフォーム資金補助金助成事務」についてであります。既存の事務処理を精査したことにより、届出を変更するものであります。

続きまして、67ページをお開きください。同じく産業振興課の「東大和市中小企業者等応援助成金事務」についてであります。新型コロナウイルス感染症対策関連の融資を国や都などから受けている市内中小企業者や個人事業主に対し、市が助成金を交付する事務の開始に伴う届出であります。

69ページをお開きください。子育て支援課の「東大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業」についてであります。本事業は、既存の「母子・父子自立支援、女性相談事務」の届出の範囲で事務を行っておりましたが、個人情報取扱事務の届出状況の見直しにより、新たに届出を提出したものとなります。

続きまして、71ページをお開きください。同じく子育て支援課の「東大和市ひとり親家庭の就業・自立促進のためのホームヘルプサービス事業」についてであります。本事業を既存の「東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」と統合したことにより、届出の廃止を行うものであります。

73ページをお開きください。保育課の「私立幼稚園保護者に対する補助事業」についてであります。国の保育無償化の開始に伴い、私立の幼稚園就園奨励費補助金を廃止したことに伴い、届出を変更

するものであります。

75ページをお開きください。高齢介護課の「敬老金支給事務」についてであります。敬老金支給対象の変更により、届出を変更するものであります。

77ページをお開きください。健康課の「休日急患診療所運営事業」についてであります。市内にPCRセンターを設置したことにより、届出を変更するものであります。

79ページをお開きください。都市計画課の「空き家の発生を抑制するための特例措置事務」についてであります。事務の所管が防災安全課から都市計画課に変更したことに伴い、届出を変更するものであります。

続きまして、85ページをお開きください。教育総務課の「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画（案）策定事務」についてであります。パブリックコメントが終了し、方針と計画策定が完了したこと、事務の終了に伴い、届出を廃止するものであります。なお、パブリックコメントにつきましては、令和2年3月1日から令和2年3月31日まで実施され、5人の方から22件の意見の提出がありました。

続きまして、87ページをお開きください。教育指導課の「学校図書館指導員等の選考事務」についてであります。学校図書館指導員のほか、少人数学習指導員、スクールカウンセラー、ティームティーチャーの身分が、臨時職員や嘱託員から、会計年度任用職員に変更となったことに伴い、届出を変更するものであります。

続きまして、89ページをお開きください。同じく教育指導課の「臨時職員の採用及び賃金支払い事務」についてであります。会計年度任用職員制度開始により、一般事務の採用及び賃金の支払い事務を職員課で行うことになったことに伴い、届出を廃止するものであります。

続きまして、91ページをお開きください。同じく教育指導課の「学校運営協議会に係る事務」についてであります。法改正により学校運営協議会委員の身分が非常勤特別職となったことから、届出を変更するものであります。

続きまして、93ページをお開きください。同じく教育指導課の「プール指導員の採用事務」についてであります。プール指導員の身分が、臨時職員から会計年度任用職員に変更となったことから、届出を変更するものであります。

95ページをお開きください。同じく教育指導課の「中学校部活動指導員等採用事務」についてであります。今まで、有償ボランティアであった中学校部活動指導員が、会計年度任用職員の中学校部活動指導員と、引き続き有償ボランティアの中学校部活動外部指導員に分かれたことに伴い、届出を変更するものであります。

97ページをお開きください。社会教育課の「東大和市スポーツ優秀選手表彰（仮）事業」についてであります。スポーツ大会において顕著な成績を収めた方を表彰できるよう、社会教育課で準備を進めてまいりましたが、スポーツ大会における表彰が、市政功労者表彰の対象に追加されたことに伴い、総務管財課の所管の既存の事務となったため、本事務の届出を廃止するものであります。

報告事項につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○会長 報告が終わりました。質問等がありましたら、お願いいたします。

○委員 手続的な部分なのですが、今回の報告事項の中に、先ほど仰られていたように、かなり遡って、1年半くらい前に事務が変更されたものについて、今回報告されているというものが何点かあ

ったのですけれども、条例7条4項に、事務の変更については遅滞なく審議会に報告しなければならないと記載があって、その遅滞なくという部分を、どの程度と認識されているのかというのを伺いたい。

○加藤課長 今、委員からありました件につきましては、事務局といたしましては、報告事項は、事後がだめとは書いていないのですけれども、やはり直近の届出、審議会から審議会の開催の間にあったものという程度に収めていただきたい。もちろんこれから届出を開始するものに関しましては、事前に届出を出していただけるのが良いと思いますけれども、やはり審議会の開催時期によって遡りということも無くはないと思っておりますが、大きくその時期を逸してしまうのは、やはり手続上よろしくないと考えておりますので、直近の審議会開催後から今回の審議会開催までの間程度であれば、事務局としても安心して届出を受けられるなど思っているのですけれども。それを大きく逸脱するものについては、本来はあってはならないものと認識しているところであります。以上です。

○委員 すみません、ありがとうございます。

○会長 ほかに。

○委員 49ページと59ページの記録項目に、性別が新たにチェックされているのですけれども、これは今まで性別は必要なくて今回の変更で必要になったということなのですか。健康保険に関するものというのは、従来から性別が必要なのではないかなと思って、疑問に思ったので質問しました。

○加藤課長 49ページの間ドックの助成の関係の事務で、性別に印が付いている関係です。今までですと、人間ドックに関する受診料を助成する事務に関しては、性別を特に必須としていなかったのですけれども、今回人間ドックの結果を聴取いたしますので、そこに性別が記載されていることがございますので、新たに追加させていただいたものでございます。これまでは、受診料の助成に対して、受診料をお支払いする事務の時には、性別としては特に必要とはしていなかったという状況がございます。

○委員 わかりました。

○会長 私から。4点くらいあります。審議会のこととは違うので、制度のことなので、もし答えられたら答えられる範囲でお願いしたいと思います。45ページのウイルス感染拡大防止事務の中で、これは市の主催に限るということですが、後援とか協賛とかという場合には、対象にはならないということですか。あくまでも市が主催でやる。

○加藤課長 はい。そこを想定しております。

○会長 あと49ページの、今ありました人間ドックのことなのですが、これは国保税の完納ということを条件にしているのですが、これは何か理由が。補助をするからということなのか、わからないのですけれども。

○加藤課長 そうですね、やはり未納な状況においては、助成はさせていただいておりませんで、現在支給するにあたっての選定条件としては、保険料の完納というものを前提条件としている状況でございます。

○会長 そこでまず切られてしまうから、こういうことはないという考え方で良いのかなと思ったのですけれども。選定の段階で切られてしまうということですね。

○加藤課長 そうですね。はい。

○会長 それと、今の人間ドックもそうなのですが、特定健診もですが、結果を収集してということなのですが、これはあくまでも任意の提出という考え方でよろしいでしょうか。

○加藤課長 今のところの想定では、このドック受診料の申請時に、受診結果の提出を必須とするという前提で考えています。

○会長 特定健診は。

○加藤課長 特定健診や特定保健指導に活用するためにです。

○会長 これは、申請する時に必須ということですね。これを確約しないと受けられない。なるほど。

○加藤課長 申請のお手続の時に、もし忘れてしまった場合には、本人同意のもと、医療機関から直接いただくという場合も想定してございます。

○会長 すみません、ありがとうございます。あと最後に、PCR 検査の関係なのですが、これはよくわからなかったのですが、これは対象というか、希望者は誰でも受けられるということではないですか。どういった内容ですか。

○加藤課長 この PCR センターに関しましては、市内のお医者さんに掛かっていただいて、検査が必要だといった方が受診できるのであって、希望した方がいきなり受診できるような制度にはなってございません。設置されている場所につきましても、対外的には公表されておらず、市内の医療機関を受診した後に、PCR 検査が必要な方はお医者さんから、どここの場所に行ってくださいというような形のご案内がある制度になってございます。

○会長 わかりました。PR がなかったような気がしたので。わかりました。個人情報審議会とは関係のない制度のことでした。ほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特にないようですので、以上報告を終了とさせていただきます。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取り扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とし、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。

6 閉会

○会長 ほかに何かございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報保護審議会を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

○加藤課長 本日は長時間にわたりまして、貴重なお時間をいただきましてご審議いただきありがとうございます。次回の保護審議会の開催日程でございます。本日も提出いただいた予定の中から、次回の開催につきましては、令和3年2月17日水曜日午前10時からを予定して審議会を開催したいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○委員一同 ありがとうございます。